

件名

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 （損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置） 第十七条 内部モデル方式採用最終指定親会社（新告示第一条第十二号の三に規定する内部モデル方式採用最終指定親会社をいう。）は、新告示第二百五十三条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、損益要因分析テスト（新告示第一条第九十四号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。
改正前	附則 （損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置） 第十七条 内部モデル方式採用最終指定親会社（新告示第一条第十二号の三に規定する内部モデル方式採用最終指定親会社をいう。）は、新告示第二百五十三条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>基準日から起算して一年を経過する日までの間は</u>、損益要因分析テスト（新告示第一条第九十四号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。